

茅ヶ崎市自治基本条例

内部検証に係る学識経験者の意見

令和6年度実施

令和6年8月

茅ヶ崎市

経営総務部行政総務課

1 学識経験者の意見について

茅ヶ崎市自治基本条例第30条第2項では、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めています。

この規定に基づき、令和6年7月1日から同月25日までの間に4回、2名の学識経験者から、「令和6年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」、意見募集での市民の意見、市民アンケートで出された意見等や、条項ごとの関係課かいのヒアリングを踏まえて意見聴取を実施しました。

2 意見を頂いた学識経験者

関東学院大学 法学部地域創生学科教授	牧瀬 稔 氏
株式会社船井総合研究所 地方創生支援部 パブリックセクターグループ シニアアソシエイト	高橋 歩佳 氏

3 学識経験者へ送付した資料

「茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説 改訂版（令和2年4月）」

「茅ヶ崎市自治基本条例 推進方針（令和3年3月）」

「令和6年度茅ヶ崎市自治基本条例内部検証資料」

「内部検証資料に関する市民意見 令和6年度実施」

「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果 令和6年度実施」

「茅ヶ崎市自治基本条例Webアンケート調査結果 令和6年度実施」

4 意見聴取日程

自治基本条例に係る学識経験者の意見聴取は、次の日程により実施しました。

実施回	日時	場所	内容
第1回	7月1日（月） 13時30分から 14時30分まで	本庁舎6階 理事者控室 （対面開催）	・意見聴取の進め方について ・意見聴取のスケジュールについて ・第11条 職員の責務 ・第10条 市長の責務 ・第8条 議会の責務 ・第9条 議員の責務 ・第7条 事業者の責務 ・自治基本条例全体の検証
第2回	7月8日（月） 13時30分から 14時30分まで	本庁舎6階 理事者控室 （Zoomによるオンライン開催）	・第14条 情報共有 ・第15条 情報の管理等 ・第17条 政策法務等 ・第21条 行政手続 ・第22条 苦情等への対応 ・第24条 職員通報
第3回	7月18日（木） 18時00分から 18時55分まで	本庁舎6階 理事者控室 （Zoomによるオンライン開催）	・第23条 監査 ・第19条 財政運営等 ・第18条 総合計画等 ・第20条 行政評価 ・第29条 国等との連携協力 ・第28条 住民投票
第4回	7月25日（木） 18時00分から 19時00分まで	本庁舎6階 理事者控室 （Zoomによるオンライン開催）	・第13条 説明責任 ・第26条 協働 ・第16条 市民参加 ・第25条 コミュニティ ・第27条 市民活動の推進 ・第30条 条例の検証等

5 茅ヶ崎市自治基本条例に係る学識経験者の総括意見

茅ヶ崎市自治基本条例の検証に携わって

関東学院大学法学部 牧瀬 稔

行政評価の視点にアウトプット (output) とアウトカム (outcome) があります。それらの定義は、学識者により捉え方は微妙に異なります。私はアウトプットを「政策 (施策・事業を含む) の実施によって得られた行政対応の結果」と考えています。アウトカムは「行政対応の結果によってもたらされる地域の成果」と定義しています。私はアウトプットの結果がアウトカムになると捉えています。

ちなみに、地方創生において、国は KPI の提示を求めています¹。KPI はアウトカムに類似した概念です。アウトカム (KPI) を提示するためには、アウトプットを明確にしなくてはなりません (余談になりますが、現在「地方創生」はトーンダウンしています。4年後の茅ヶ崎市自治基本条例では「地方創生」は死語になっているかもしれません。そういえば、茅ヶ崎市自治基本条例の前文にある「地方分権」もほとんど聞かなくなりました)。

茅ヶ崎市自治基本条例におけるアウトカムは何でしょうか。私は第1条に明記している条文にアウトカムがあると考えています。下記の条文になります。

茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

前半の「茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより」は手段になります。

前半の手段を受けて、後半が目的となります。後半の「地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進する」ことが、茅ヶ崎市自治基本条例におけるアウトカムと考えられます。「地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進する」ために、各条文が存在しています (第1条から第30条まで)。

今回の検証はアウトカムを対象としているのではなく、アウトプットを取り上げたというのが私の理解です。アウトプットを確認した上では、おおむね良い結果と捉えています。詳細は、別に記されると思いますので、そちらを確認していただければと思います。

問題提起を込めて、いくつか指摘します。

茅ヶ崎市自治基本条例が制定されたのが2009年です。今年は2024年であり、15年が経過しました。この15年間で大きなトピックがありましたし、新しい概念が登場しています。次回の検証の時は、改めて、より深く検討してもよいかもしれません。

例えば、2011年3月11日には東日本大震災がありました。近年は、自然災害が多発しています。この原稿を書いている時も、山形県で線状降水帯が発生し、大きな被害が出ています。茅ヶ崎市自治基

¹ KPI とは、民間企業で活用されていた指標です。近年では行政においても使用されています。KPI は Key Performance Indicator の略で、「重要業績評価指標」と訳されます。KPI の先には KGI があります。KGI とは、Key Goal Indicator の略です。しばしば「経営目標達成指標」と訳されます。民間企業の経営戦略を達成するために、何をもって成果 (ゴール) と捉えるかという指標です。

本条例が自然災害に対して、どのように対応できるのか、対応すべきなのかを、より検討してもよいかもしれません。

また、近年は「共創」という概念が浸透しつつあります。「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に「人口減少、少子高齢社会において、本市が多様な主体の共創により活力あるまちとなるよう、将来都市像と将来都市像を達成するため（以下略）」と「共創」の2文字が登場しています。しかし、茅ヶ崎市が共創を使っているのは同戦略のみであり、定義化もされていません。

私の理解は、共創は「自治体と民間企業や大学、NPOなどの団体（組織）との協力関係」と捉えています。一方で協働は「自治体と市民などとの協力関係」と考えています。茅ヶ崎市自治基本条例第26条が協働を規定しています。同条文を拡大解釈すると共創も含まれる感じはしますが、別に条文として用意することも一案です。

さらに「デジタル」（DX）もあります。デジタルと茅ヶ崎市自治体基本条例の関係性も曖昧です。

近年はカスハラへの対応が民間企業だけではなく自治体も含んで大きく議論されています。茅ヶ崎市に限らず、どの自治基本条例も市民は「善良である」という前提で明記されています。言い方に語弊がありますが、市民性善説を検討する時期に来ているかもしれません。この点も、次回以降は検討してもよいかもしれません。なお、カスハラとは「カスタマーハラスメント」の略になります。意味は「顧客が企業に対して理不尽なクレーム・言動をすること」と捉えられています。カスハラに対応するため、条例化を検討している自治体もあります。

最後に指摘しておきたいのは、アウトカムである「地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進する」ことの検証も必要かもしれません。ただし、この条文を検証するための資料を用意することは難しいかもしれません。次回の検証までの4年間で考えていただければと思います。

上記のとおり、次回の宿題（次回の検証の論点）をいくつか記して、この「茅ヶ崎市自治基本条例の検証に携わって」は終えたいと思います。念のため指摘しておきますが、今回の検証では問題はありませんでした。引き続き茅ヶ崎市自治基本条例を中心にして、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進していただきたいと思います。

茅ヶ崎市自治基本条例の検証についての総括

株式会社船井総合研究所
高橋 歩佳

はじめに、この度は令和6年度茅ヶ崎市自治基本条例の検証に参加する大変貴重な機会をいただいたことに感謝する。また対応をいただいた茅ヶ崎市役所行政総務課をはじめとする職員の皆様、検証を共に行った関東学院大学 牧瀬稔先生にも心より御礼申し上げる。

今回の自治基本条例の検証は、令和2年度の検証から4年の期間が空いての実施となった。令和2年度3月には新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が発出され、この4年間で市民の生活の在り方を含めた様々な価値観の変化が起こっている。現在は「アフターコロナ」の新しい生活様式が日々の生活に根付きつつある。

現代はVUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取った予測困難な状況を表す用語) と呼ばれる目まぐるしく変化する社会情勢である。その時々の変化に応じて柔軟に舵を切ることが求められ、茅ヶ崎市自治基本条例においても時代に合ったあり方を模索し続ける必要があると考える。今回の検証はその貴重な機会であると認識し各回の意見聴取に臨んだ。全4回の意見聴取を通じた所感を以下に述べる。

1. 多様化・個別化する情報ニーズへの対応の検討

新型コロナウイルス感染症の流行以降、日本国内における行動様式や価値観は急速に変化した。特に情報通信分野に関する変化は非常に大きく、スマートフォン普及率の拡大によりインターネットやSNSが情報収集・発信媒体の中心となった。

自治体による情報発信は住民自治を推進する上で重要な観点であり、茅ヶ崎市自治基本条例でも第14条において、行政は「市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めること(第14条1項)」「市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるように努めること(第14条2項)」が求められている。

一方で現代において情報の受け取り方やニーズは年代・性別等で大きく異なる。これらの多様なターゲットに対して一律に実施する情報発信は、他のターゲットが明確化された情報と比較すると受け取られる可能性が低い。アンケートの結果でも「情報が伝わってこない」という印象を市民が受けていることから、情報発信の手法について再度検討することが必要であろう。

特に、普段の情報収集にSNSを活用する若年層はパーソナライズされた情報が直接届く環境に慣れており、従来のHPの掲載や掲示板等、従来の「見に来てもらう」情報発信では十分でない側面がある。その結果、市民活動や市政へ関心を寄せる市民が固定化するという課題も考えられる。

多様化する社会の中でそれぞれの市民のニーズに合わせた情報発信の方法を検討していく必要があるのではないか。

2. 「自治基本条例」の検証の在り方

本検証にあたって、各条項に基づく施策の実施状況について内部検証資料を基に担当課から伺った。取り組み内容については各課において工夫がされ、一定程度の成果を上げていることを認識した。一方

で自治基本条例の本旨である「住民自治」に基づいた「市民主体による自治の更なる推進」を図るための運用上の課題点や、住民参加の状況、改善策については、もう少し踏み込んで議論を行う必要があると感じる。

内部検証資料では、今後4年間の取り組みについてすべての条項において「現状維持」という検証結果が示されているが、市民からの意見の欄が空欄となっている条項もあり、内部検証自体が検証として機能していない可能性があると考えられる。

内部検証にあたっては、自治基本条例の目的について担当課だけではなく施策を実行するすべての職員が理解し、検証にあたって照らし合わせることができる必要がある。自治基本条例の考え方について、職員の理解を改めて深める取り組みが必要ではないか。

6 茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の条文ごとの意見

内部検証資料や担当課のヒアリングを踏まえて学識経験者から聴取した意見は次のとおりです。

(敬称略)

自治基本条例全体の検証

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・DXを含めたICTにより情報共有が活発化している。情報化社会にあつては、市民ニーズが変化していくスピードが速いので、例えば、高齢層には紙媒体、若年層にはSNSなど、情報の受け手に応じた媒体の使い分けに留意して、市民意見も聴取しながら自治の推進を図っていくことが大切である。(高橋)・自治基本条例の事例ではないが、デジタル化に関連して、オンライン議会について議会基本条例に条例化している他自治体の例もある。(牧瀬)・「現行の条例の構成を変更する必要性はない」という結論に異論はない。(牧瀬) (高橋) |
|--|

前文・総則第1条～第4条

施行状況(取組状況)について
※条例の施行状況及び条例の検証は、第7条から第30条までに記載しています。
条文又は逐条解説について
—

第5条 市民の権利・第6条 市民の責務

施行状況(取組状況)について
※第5条及び第6条に関する検証については、それぞれの規定に関連する次の条で記載しています。 第5条に関する条：第14条及び第16条 第6条に関する条：第16条、第25条及び第26条
条文又は逐条解説について
—

第7条 事業者の責務

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・内部検証資料に掲載されている本条の実績については、第26条(協働)の実績としてもよいものがみられるので、用語の整理を含めて見直しするとよいと思う。(高橋)・本条は、地域社会との調和を図ることが目的という条文ということか。栃木市自治基本条例のように、事業者の責務として、「・・・地域との調和を図り、住みやすく、活力ある地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と定め、手段と目的のような構成としている例もある。(牧瀬)・市内で事業を行う事業者も条例上の市民であるので、例えば市民だけでなく事業者を対象として市民説明会を行うなど、事業者に対する市民参加を検討することも考えられる。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
・条文及び逐条解説を改正する必要性はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第8条 議会の責務・第9条 議員の責務

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市議会のインターネット中継を視聴したが、画面サイズが小さく解像度も低かった。議場の様子などを詳細に見られるとより良いと思う。他の自治体では、YouTube 配信など、より見やすい工夫をしている例もある。(高橋)・インターネット中継をはじめホームページをよく見てもらうためにはアクセス分析をするとよい。アクセス分析の結果、アクセス数のうち、行政関係者がほとんどであったという他自治体の例もある。また、インターネット中継ページの滞在時間が短ければ、見づらくてすぐ視聴をやめてしまったものと考えられる。(牧瀬)・条文及び逐条解説では、「議事機関」という用語を用いている。一方で、市議会ホームページでは「議決機関」という用語を用いている。地方自治法でも「議事機関」という用語を用いており、あくまでも、「議事機関＝審議・熟議をする機関」としての機能を重視すべきであると考え。取組状況の内容については問題ない。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第10条 市長の責務

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・市民アンケートでは「市がどのような目的意識をもっているかがわからない」という意見があった。市民主体のまちづくりのためには、施策の方向性を市民と共有することが必要である。(高橋)・職員数が減少するなかには、新規事業の策定と既存事業の廃止を合わせて考えていくことが大切である。(牧瀬)・本条第3項の職員の育成に関連して、EBPM(エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案)という用語があるが、Eはエビデンスだけでなく、エモーション(熱い思い)やエピソード(事例)のEでもあると思う。職員の育成に当たっては、熱い思いを持った職員や能力を持った職員を採用することが大切である。(牧瀬)・WEBアンケートは工数をかけずに実施できるという利点もあるが、回答者の傾向に偏りがあったり、回答が集まりにくいという他自治体での事例もある。意見聴取にあたっては、媒体の使い分けが大切である。(高橋)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第11条 職員の責務

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・職員のモチベーションを高めていくことが大切である。また、職員採用の質の確保も重要になるが、他自治体の事例として、島根県益田市では令和6年度から職員採用試験に大正大学と連携した「推薦選考」枠を設けている。(牧瀬)・部局横断的な取組について46件が掲げられ、こうした取組は他自治体でも増加傾向にあるが、今後職員数が減少するなかで、職務遂行に関して部局横断的な取組の「最適化・効率化」という視点も必要と考える。(牧瀬)・自治基本条例の職員研修については、研修受講後、受講者の行動変容につながったかどうかについて効果測定ができると良い。(高橋)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第12条 市政運営の基本原則

施行状況(取組状況)について
※条例の施行状況及び条例の検証は、第13条から第24条までに記載しています。
条文又は逐条解説について
—

第13条 説明責任

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・説明責任を果たすための仕組みは情報公開請求によるものだけでなく、窓口での説明なども含まれる。説明責任を果たすための全体の手続フローを市民に示すと良い。(高橋)・パブリックコメント手続については、他自治体では「発言者の固定化」がみられる傾向にある。新たにパブリックコメント手続を利用しようとする市民が増えるよう、SNSを活用するなど時代に即した方法を取り入れつつ、情報発信の方法について引き続き工夫されると良い。(高橋)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第14条 情報共有

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・既に市ホームページの多言語対応に取り組まれているように、外国籍の市民に向けた多言語での情報発信も重要である。(牧瀬)・公開又は一部公開で開催している附属機関の会議の傍聴者の人数を一覧表にして公表してはどうか。(牧瀬)・SNSについて、各課かが管理するアカウントと、広報シティプロモーション課が管理する市公式アカウントがあるとのことだが、アカウント運用数と情報発信の満足度は必ずしも直結しないという調査結果がある。情報発信は重要だが、SNS運用の効果検証もできると良い。(高橋)・SNSは、行政から市民への一方向ではなく、市民と行政の双方向のやりとりができることが利点である。例えば渋谷区では、LINEを用いて市民アンケートを実施し、情報発信のあり方などのPDCAサイクルに活用している事例がある。(高橋)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第15条 情報の管理等

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・情報漏えいに関する職員研修について、不正アクセスの方法は日々巧妙になっており、それに対応するために常に研修内容をアップデートしていく必要がある。また、動画研修は受講者が「自分ごと」として捉えづらい側面があるが、民間企業では「スパムメールが実際に送付されてきたらどう対応するか」といった実践的な研修を取り入れている例もある。(高橋)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・本条第2項の規定がオープンデータの根拠となり得るのであれば、オープンデータに関する記載を逐条解説に盛り込むということも考えられるのではないかと。(牧瀬)・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(高橋)

第16条 市民参加

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・「子育てに関するアンケートが複数の課から何度も来て困る」といった市民意見があるという他自治体の事例があった。アンケート等による意見聴取を行う場合には、同様の政策分野で重複して実施することのないよう、庁内で情報集約できると良い。(高橋)・本条に基づく市民参加は、条例に定める市政運営の基本原則の一つであり、市政に参加する権利は条例第5条にも定められている。一方で、市民参加により提出された市民意見を市政に反映させるに当たっては、議会や市長等による検討が不可欠である。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第17条 政策法務等

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・自治体職員にとって法務能力は重要であるので、動画研修の活用などにより、できるだけ多くの職員が研修を受講できるようにするとよい。(高橋)・取組状況については特に問題はない。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説の改正の必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第18条 総合計画等

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・「茅ヶ崎市実施計画2025」の策定当時は、新型コロナウイルス感染症の影響により市民参加手法も限られたと思われるが、次回の策定作業に当たっては再び対面による市民参加手法も検討すると良いのではないかと。(高橋)・内部検証資料によると市民の意見は無かったとのことだが、そもそも総合計画自体の市民認知度が低いために市民意見が無かったのかもしれないので、総合計画の市民認知度を高めることが必要である。また庁内においても、特に経験年数の浅い職員に対して、総合計画の目指す将来の都市像などについて周知・共有することが大切である。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第19条 財政運営等

施行状況(取組状況)について
<ul style="list-style-type: none">・財政状況の公表に当たっては、市民が当事者意識を持つことができるような公表方法の工夫ができると良い。例えば、市民が「自分ごと」として捉えやすいよう、歳入・歳出を家計に置き換えて公表する方法を取っている自治体もある。(高橋)・分かりやすい公表の事例としては、市に納めた税額に応じて、行政の各分野にどれだけ使われているかの目安となる額を示す方法なども考えられる。財政状況について市民の理解を得られるよう分かりやすさを追求すると良い。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第20条 行政評価

施行状況（取組状況）について
<ul style="list-style-type: none">・本条第3項には、「評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。」とある。内部検証の資料を見ると外部からの視点による取組内容の記載が主となっているが、市民による行政の取組に対する評価について、例えば審議会委員等の具体的な実施事項を記載し検証することも必要ではないかと感じた。次回の検証資料の作成に当たっては、市民参加の状況についても盛り込まれると良いのではないか。（高橋）・行政評価はPDCAサイクルにおけるC（チェック）に当たるものだが、他自治体での事例では、そもそもP（プラン）の設定が間違っていることがある。また、EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）のEはエビデンス（証拠）であるが、Eがエピソード（事例）やエクスペリエンス（経験）となっている事例があるので、こうしたことに留意して行政評価に取り組んでいただきたい。（牧瀬）
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。（高橋）・今回の検証では改正の必要はないが、今後のEBPMの浸透状況によっては、EBPMに基づいて行政評価を実施するという旨を記載することも考えられる。（牧瀬）

第21条 行政手続

施行状況（取組状況）について
<ul style="list-style-type: none">・審査基準について法務主管課が取りまとめ、市ホームページに掲載することにより、利便性の高い形で公表されている。取組状況に問題はないと考える。（高橋）・特に経験の浅い職員に対して、行政手続条例の周知・研修をすることが重要である。（牧瀬）
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説の改正の必要はないと考える。（牧瀬）（高橋）

第22条 苦情等への対応

施行状況（取組状況）について
<ul style="list-style-type: none">・統一的な対応基準により苦情等に対応することが市民満足度の向上につながるが、そのためには対応基準の職員周知が重要である。（高橋）
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・今回の検証では条文及び逐条解説の改正の必要はないと考えるが、他自治体ではカスタマーハラスメント条例を制定する動きがあり、その状況によっては、次回以降の検証では改正の可能性も考えられる。（牧瀬）・条文及び逐条解説の改正の必要はないと考える。（高橋）

第23条 監査

施行状況（取組状況）について
<ul style="list-style-type: none">・監査結果そのものはかなりボリュームがあり、全体を公表するのは難しいかと思われる。市ホームページや広報紙で公表しているという現在の運用に問題はないと考える。（高橋）・本条第2項には「監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。」とあるので、監査結果の公表に当たっては、より分かりやすさを追求していただきたい。どうすればより分かりやすくなるか、市民意見を取り入れるというのも一つの方法である。（牧瀬）
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。（牧瀬）（高橋）

第24条 職員通報

施行状況(取組状況)について
・令和6年度から、通報案件のうちハラスメントに関する通報案件については職員課で対応しているとのことだが、事例発生から対応開始までの時間が長引いてしまうことのないよう、円滑な連携が図れるとよい。(高橋)
条文又は逐条解説について
・条文及び逐条解説の改正の必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第25条 コミュニティ

施行状況(取組状況)について
・条文に「公益の増進」とあるが、「公益」という語が指し示す範囲について考え方を整理することを検討しても良いのではないか。(高橋)
・コミュニティには、居住地域に基づく地域・エリア型のほか、特定の活動テーマに基づくテーマ型や、インターネットを介したネット型などの類型があるといわれる。こうした様々なタイプのコミュニティは、すべて本条でいう「コミュニティ」に含まれるのか。本条でいう「コミュニティ」の解釈について、考え方を整理することを検討しても良いのではないか。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第26条 協働

施行状況(取組状況)について
・第7条「事業者の責務」の内部検証資料に掲載されている実績のなかには、本条の実績としてもよいものも挙げられていた。事業者との連携と協働との関係について、改めて整理することを検討しても良いのではないか。(高橋)
・本条に基づく協働の相手方は、条例上の「市民」とされているため、市外に存する事業者等との協力関係については位置づけられていない。近年、市内外を問わず多様な主体との「共創」という概念も広がりを見せつつあり、その状況によっては、将来的に、本条に基づく「協働」と併せて、考え方を整理する必要があるのではないか。(牧瀬)
条文又は逐条解説について
・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第27条 市民活動の推進

施行状況(取組状況)について
・コロナ禍を経て、オンラインを拠点とする市民活動も広がりを見せている。市民活動に参加する市民の年齢層によって、その支援方法のニーズは多様と思われるため、若年層も含めた様々な年齢層の市民活動のニーズについても積極的に把握されると良い。(高橋)
条文又は逐条解説について
・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。(牧瀬) (高橋)

第28条 住民投票

施行状況（取組状況）について
<ul style="list-style-type: none">・内部検証資料によると住民投票についての市民意見は無かったとのことであるが、住民投票制度は市政に関する住民の意思を直接確認することができる重要な制度であるので、個別設置型の住民投票条例による住民投票の実施方法を市ホームページに掲載するなど、市民への情報発信が必要であるとする。（高橋）・取組状況については特に問題はない。（牧瀬）
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。（牧瀬）（高橋）

第29条 国等の連携協力

施行状況（取組状況）について
<ul style="list-style-type: none">・内部検証資料では、国、県及び他市町村など主に国内での連携協力に関する取組が記載されているが、国際社会との連携協力にも取り組んでいるのであれば、一覧化して情報発信ができると良い。（高橋）・取組状況については特に問題はない。（牧瀬）
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。（牧瀬）（高橋）

第30条 条例の検証等

施行状況（取組状況）について
<ul style="list-style-type: none">・条例の検証手続については形骸化しているとまでは言えないものの、内部検証資料の「令和7年度から10年度までに講ずべき措置」については、全ての条で「①現在の条文に規定された事項を推進するための取組を継続する。」とされている。事業のスクラップアンドビルドの観点からも、新たに取り組むべき事項又は取組を継続しない事項について慎重に検討してもらいたい。（高橋）
条文又は逐条解説について
<ul style="list-style-type: none">・条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。（牧瀬）（高橋）